

シンポジウム（第6分科会）

プロバイダ責任制限法関連

[パネリスト]

清水 陽平（弁護士・法律事務所アルシエン）  
神田 知宏（弁護士・小笠原六川国際総合法律事務所）  
中澤 佑一（弁護士・弁護士法人戸田総合法律事務所）  
唐澤 貴洋（弁護士・法律事務所クロス）  
壇 俊光（司会・弁護士・北尻総合法律事務所）

壇俊光（弁護士・北尻総合法律事務所）では、2時になったので始めましょう。「プロ責弁護士大集合」と、取って付けたような題ですが、ご注意ください。今回のパネルは、バレーずに権利侵害する方法ではありません。いいですね。よい子の皆さんは決してまねしないようにお願いいたします。

今回は個別報告をします。神田先生、清水先生、中澤先生、ここまではいいのです。今回、めったに公の場所にお出にならない唐澤先生がいらっしゃいます。プロ責弁護士、四天王、本当の天王が来ましたので、わかっていますね。ツイートはオッケーと言っていますが、そのツイートを見て、ねらーが駆けつけたときは責任追及をしますので、くれぐれも良識のある範囲でお願いいたします。では、時間がありませんので、早速、個別報告を始めましょう。まずは神田先生です。

神田知宏（弁護士・小笠原六川国際総合法律事務所） 私からの報告は、プロ責法<sup>2</sup>のなかに条文はないのですが、Google等、検索サイトに対する検索結果の削除請求というテーマです。先ほどの個別報告にもありましたが、去年から今年までのあいだに、どのような進展があったかというお話をさせていただこうと思います。

平成26年10月6日に東京地裁でGoogleに対する削除仮処分決定がありました。その直後に、昨年の情報ネットワーク法学会に呼ばれて主張内容等を報告したのですが、会場からは、「いつ本案をやるのか」と聞かれました。そのとき私は、まだ仮処分が一つ出たばかりだから、本案訴訟は時期尚早であろうと回答したのです。これから仮処分決定がどんどん出てきて、メディアでも忘れられる権利について世

<sup>2</sup> 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）のこと。以下本文では「プロ責法」、「プロバイダ責任制限法」等と略称されている。

に問うてもらい、本案をする雰囲気が出てきたかな、というところに本案をやろうかという話をしたことが、昨年の学会誌に掲載されておりました。

まさに、この一年はそういう一年でありました。「忘れられる権利」とメディアが言う場合、検索結果の削除請求の意味で使われる例があります。この報告でも、その意味で使わせていただきます。広義には、人格権に基づく妨害排除請求権としての削除請求権です。

昨年10月の決定の次に、平成27年5月8日、Googleに対する削除仮処分決定が出ました。これは、専門職の犯罪報道、行政処分の削除でしたが、全部認容で、現在、本案係属中です。起訴命令を受けて本案が係属しています。次は、さいたま地裁平成27年6月25日決定<sup>3</sup>で、性関係の犯罪です。こちらも報道されておりましたが、全部認容です。起訴命令を受けて、本案係属中です。また、さいたま地裁では、起訴命令のほかに保全異議も出されています。保全異議については、今、異議審のほうで認可決定待ちです。10月末に認可決定をもらえるのではないかと期待していたのですが、今のところ、まだ出ていません。本案の裁判所は、認可決定が出て保全抗告をされるだろうから、その保全抗告の結果を見て、本案を進めましようと言っています。

そのあとは、つい先週あたり、NHKのニュースに出ていましたが、平成27年11月16日決定というのがあります。こちらは振り込め詐欺と報道されていました。犯罪から10年ぐらいで、削除は全部認容となっています。

次に、報道されていない検索結果削除仮処分を3つ挙げます。千葉地裁松戸支部平成27年4月7日決定は、Googleマップのロコミおよび検索結果の削除決定です。ロコミの削除決定だと報道されていましたが、実際には、Googleマップのロコミと検索結果の削除仮処分決定です。保全異議が出されましたが、認可決定が出ているという状態です。

次は名古屋地裁平成27年10月2日の却下決定です。脱税事件で、執行猶予3年の満了後1年経過という事件だと聞いていますが、こちらについては、Googleの削除義務自体を否定したのではなく、諸般の事情を比較考慮して、その結果として却下されたという事案です。ただし、任意削除はされています。

その次は、千葉地裁松戸支部平成27年10月16日の却下決定です。こちらも対Googleですが、強制わいせつ、示談が成立して不起訴になっている事案で、犯行から3年経過していると聞いています。比較衡量により却下され、即時抗告中とのことです。

以上は削除仮処分ですが、削除訴訟については、報道されている中では、今のと

<sup>3</sup> 判時2282号83頁。認可決定は、さいたま地裁平成27年12月22日判時2282号78頁。認可決定では「忘れられる権利」という表現が使われている。

ころ大阪高裁平成27年2月18日判決があります。控訴棄却という結果ではありませんが、一応、検索結果のスニペットが違法性を有する場合があるというところまでは認定されています。

Google側の反論では、今年の二つの判決、決定が引用されます。平成22年、23年、25年あたりの裁判例も引用されますが、最近のもので引用しているのはこの2件です。東京地裁平成27年7月27日判決は請求棄却でしたが、特殊な事案でした。削除依頼を受けた弁護士が、私は誰その代理人弁護士の誰そのです。依頼者は、確かに犯罪はしましたが削除してください、といったことを、2ch掲示板に書いてしまいました。この投稿が別のサイトにコピーされたため、別の弁護士に頼んで、その検索結果を削除しようとした事案です。

裁判所は、原告の代理人弁護士が原告の前科前歴を公表したのだから、総合考慮すると、差止請求は認められない、と判断しています。代理人弁護士が本人の前科前歴を公表したというところに重点を置いて考えるべきである、と書いているので、基本的に、検索結果の削除請求自体を否定しているものではないということです。特殊な事例判断と認識しています。

次は東京高裁平成27年7月7日の決定です。こちらは仮処分を個人でされた方が、東京地裁民事9部で認容されず、即時抗告をしたところ、高裁も削除を認めなかった、という決定のようです。東京地裁民事9部は、スニペットの文章を読んで検索結果が違法かどうかを判断している傾向にあります。どうやらその事案は、スニペットには、あまり権利侵害性がなかったようで、リンクしたクリック先に権利侵害があるということを本人が主張していました。これに対して高裁が、リンク先のページの内容は、例外的な場合を除き、違法性判断の基礎としない、と判断したもののように読めます。

裁判例のほかにはどんな流れがあったかという、民事保全の実務の改訂版が7月に出ています<sup>4</sup>。東京地裁保全部の裁判官らが書いている本ですが、こちらに、検索結果削除仮処分の目録の書き方というページが追加されています。また、総務省の報告書も出ています。この報告書では、検索事業者が削除しなければいけないのかどうか、総務省が検討するということを言っています。こういった世の中の流れもありました。

今までの事案を並べておわかりの通り、検索結果の削除請求では、犯罪報道の削除に関する依頼がとて多いのです。行政処分の削除という決定例もあり、犯罪歴、行政処分歴、そういったものの削除請求をしたいという人が非常に多いのが実情です。

<sup>4</sup> 八木一洋・関述之編著『民事保全の実務（上）第3版増補版』（きんざい、2015年）。

では、犯罪歴や行政処分歴といったものは、そもそもネットから削除してよいのでしょうか。事件が公表された当時は当然、適法なのだけれども、それが時間の経過によって違法になるという事態があり得るのか、という問題が新しく生じています。

この論点について、判例集未掲載ではありますが、東京高裁平成26年4月24日判決が判断しています。長い時間が経過したら、ウェブページを削除請求できる、削除請求権があると判断しています。しかし、いつから削除請求できるのかについて、高裁は示していません。条文もありませんし、なんの目安もありません。

ただし、なんの目安もないと裁判官は判断しにくいと思いますので、仮処分申立てでは、だいたい公訴時効期間と同じぐらいの期間が経過したら削除しても良いのではないですかと主張しています。そのため、法定刑に応じて、3年、5年、7年といった期間の経過が目安になります。

そうすると、不起訴の場合や、略式命令の場合はどうなるのかという問題が生じます。すぐに削除してもよいのか、それとも不起訴や罰金でも3年、5年といった時間が経過しないと削除できないのか、という問題です。先ほどの千葉地裁松戸支部の却下例のように、示談が成立し、告訴が取り下げられ、不起訴になったにもかかわらず、3年たっても削除できないという結果については、果たしてそれでいいのかという疑問があるかもしれません。

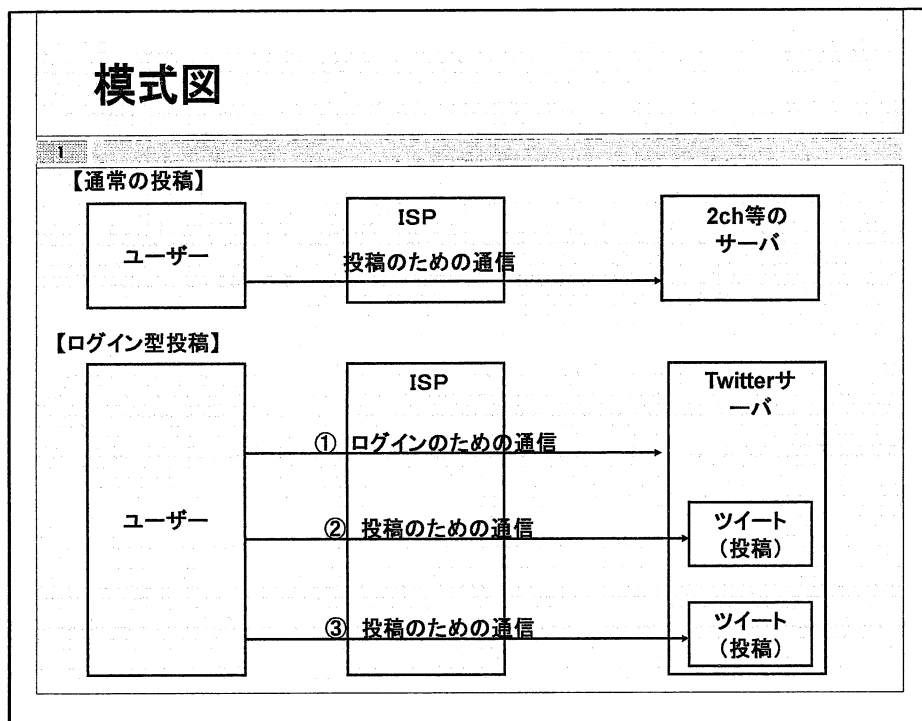
あとは執行猶予です。執行猶予の場合もよく問題になると思います。執行猶予期間中は消せないのかという問題も生じています。私からは以上です。

壇 次は、清水さんです。

清水陽平（弁護士・法律事務所アルシエン） 弁護士の清水と申します。『いわゆる「ログイン型投稿」における問題』というものについて、説明をしようと思います。わかっている方がどのぐらいいるか、わからないのですが、ログイン型投稿というのは、ログインしたあとでなければ投稿できないタイプの投稿です。

例えば、TwitterとかFacebookみたいなものが代表的です。そういうものは、投稿時のIPとかタイムスタンプが記録されていないので問題になってくるのですが、先ほど神田先生が引いていた「民事保全の実務（上）第3版増補版」で、ログイン型投稿というかたちで名前が定義されています。これは確か、380ページぐらいだと思いますが、けっこう新しい類型のものがいろいろ引用されているので、見ると非常に勉強になると思います。

図表1 ログイン型投稿の模式図



ログイン型投稿の場合、何が違うのかという話なのですが、2ch やブログとかの場合は、実際に投稿したときの IP とタイムスタンプが記録されているのですが、ログイン型投稿の場合には、実際の投稿時の IP アドレスとタイムスタンプが開示されないというのが問題になっています。わかりにくいと思うので図を描いてきたのですが、通常の投稿の場合はユーザーがいて、例えば、2ch みたいな掲示板に書くという場合に、ISP（インターネットサービスプロバイダ、経由プロバイダのこと）を通して 2ch のサーバーに届いて、これが書き込まれるという一つの動作になっているわけです。

ログイン型投稿の場合には、まずログインをし、ログイン状態になったあとで投稿するため、ログインと投稿が別の動作になっているため問題になってくるのです。何が問題なのかという話なのですが、プロバイダ責任制限法4条1項と省令7号との関係です。4条1項は、特定電気通信による情報の流通によって、自己の権利が侵害されたとする者は、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害にかかる発信者情報の開示を請求することができるとし、省令7号は、侵害情報が送信されたというかたちで規定されています。

分かりにくいですが、特定電気通信の前に「当該」が入っています。これが権利侵害の通信を指すとすれば、ログイン時に送信される IP アドレスは「侵害情報」ではありません。そうすると、これは「当該」特定電気通信とはいえないのではないかと問題が出てきます。あとは裏腹の問題というか、ログイン情報は、ネット上に公開されているわけでは当然ないので、これを特定電気通信とっていいのでしょうか。特定電気通信というのは、皆さん、ご存じだと思いますが、インターネットに誰でも見られるような状態で公開されているものというのが一般的理解だと思います。ログインに関する通信は公表されるものではない以上、これにあたらないのではないかと問題です。

もう一つ、「当該」がかかっている部分として「当該権利の侵害にかかる」とあり、ログインのための通信は侵害情報の通信ではない以上、「当該」権利の侵害にかかる発信者情報とはいえないのではないかと、同じことが問題になります。

これらは条文上の問題なのですが、他にも、実際上考えるときに問題になってくるものがあります。ログインをした者と投稿者が別ということがあり得るという問題点です。ログイン情報は、ID とパスワードですが、そういうものを他人と共用している場合というのが、たまにあります。この場合に、ある侵害情報を投稿した人以外の者が開示される恐れというのが当然出てきてしまいます。この場合、開示していいのかどうかという問題です。また、あまりないのですが、不正アクセスの場合も考え得るので、このような主張がプロバイダのほうから出てくるのが度々あります。

また、重複ログインが可能という問題があります。PC、スマホでそれぞれログインできて、その状態が投稿された場合に、どちらの ISP が開示関係役務提供者になるのかという問題です。一人のアカウントの利用者がいて、ISP①がスマホで、ISP②が家の、例えば OCN とかを使っているとすると、その両方でもログインをしています。スマホでログインして、たまたま家の PC から OCN を通じてツイートをしました。でも、開示されるのはログインに関する通信記録だけで、投稿に用いられた通信がどれかということとは分かりません。そこで、ISP①ではなく、ISP②の情報を開示したいと思ったときに、ISP①に開示請求できるのかという問題があります。これに対してはいくつか裁判例が出てきます。肯定例として、最初の例が 東京高判平成 26 年 5 月 28 日判時 2233 号 113 頁です。これは、Twitter の事例です。そのあと平成 26 年にも、たぶんいろいろあると思うのですが、平成 27 年に入ってから、東京地判平成 27 年 4 月 16 日<sup>5</sup>、東京地判平成 27 年 7 月 9 日<sup>6</sup>、東京地判平

<sup>5</sup> 東京地判平成 27 年 4 月 16 日判例集未登載（平成 26 年（ワ）第 22903 号、Westlaw 文献番号 2015WLJPCA04168007）。

<sup>6</sup> 東京地判平成 27 年 7 月 9 日判例集未登載（平成 27 年（ワ）第 13689 号、Westlaw 文献番号

成 27 年 8 月 27 日<sup>7</sup>、東京地判平成 27 年 8 月 20 日、神戸地判平成 27 年 10 月 23 日等が出ています。

否定されている例も逆にあります。平成 26 年 9 月 9 日です。この否定例はライブドアブログだったと思うのですが、ログインをしたときのものも開示せよと請求したところ、最終的に否定されたという事例です。この東京高判平成 26 年 9 月 9 日判タ 1411 号 170 頁の他にも、東京高判平成 27 年 9 月 10 日<sup>8</sup>、東京地判平成 27 年 11 月 6 日などが出ています。否定例は、最近、あるプロバイダが頑張っていて、それなりに出てきています。それを頑張っただけでひっくり返そうということで、我々が共同受任して対応していたりもしますが、結論が出ていないものもあります。

ちなみに、この否定例の高裁の判例については、この分野に明るい 7 人ぐらいで代理人となり上告したのですが、上告不受理というかたちで終わってしまったので、この事例自体は確定しています。肯定例の高裁は上告を相手からされなかったため、これはこれで確定しています。そのため、今、高裁判例が二つ、確定しているものがあり、まだ最高裁の結論は出てないという状況です。

否定例の方について、どうかたちで否定されたのかですが、開示請求の対象は、開示請求者の権利を侵害したとする情報の発信者についての情報に限られ、「その他侵害情報の送信にかかる者」とは、あくまで侵害情報の発信に関与している者であって、侵害情報でない情報を送信した者がこれに含まれないという判断です。簡単に言ってしまうと、本当に侵害情報を送信したかどうかわからないのだから、ここは開示するべきではないという判断です。

経由プロバイダ側としては、開示対象となるべきは「当該権利の侵害にかかる発信者情報」とされており、「当該」というのは権利侵害を行った通信そのものに限られるという主張をしています。そのうえで、「その他侵害情報の送信にかかる者」というのは、侵害情報の発信者ではないが、自己の責任において発信者に通信端末を使用させている者であって、侵害情報の発信に関与していると認められる者を指すということを行っています。裁判所は、最終的に誰が投稿したのかよくわからないから開示できないという判断です。

肯定例については、2 種類あります。一つ目は、ログインをした者自身を「発信者」と解釈している例です。これは最初の高裁判例のもので、ログインをしている以上、その人以外は書けないのだから、結局その人は発信者でしょうといっています。二つ目は、ログインをしている者は「発信者」ではないが、その情報は「そ

---

2015WLJPCA07098013)。

<sup>7</sup> 東京地判平成 27 年 8 月 27 日判例集未登載 (平成 26 年 (ワ) 第 25915 号、Westlaw 文献番号 2015WLJPCA08278015)。

<sup>8</sup> 東京高判平成 27 年 9 月 10 日判例集未登載 (平成 27 年 (ネ) 第 2651 号、Westlaw 文献番号 2015WLJPCA09106002)。

の他の侵害情報の発信者の特定に資する情報」に当たるから開示が認められるという判断です。

東京高判平成26年5月28日の論理を説明します。①プロ責法4条1項の趣旨に照らすと、開示請求の対象が当該権利の侵害情報の発信そのものの発信者情報に限定されているとまではいえないといっています。②プロ責法は、「当該権利の侵害にかかる発信者情報」の内容を総務省令に委任しており、省令では「侵害情報の送信」（1号、2号）に限定されているが、省令をもとに法律を解釈するのは妥当ではありません。これは何を言っているのかわかりにくいと思うのですが、省令が侵害情報の送信と書いているのだけれども、それをもとに法律の解釈をするのはおかしいでしょうということです。法律のほうが上で、委任しているのが法律で、法律のほうがかかると書いているのであれば、侵害情報と限定しているが、その限定をしたまま解釈するのは妥当ではないのではないかということを行っています。

③ここからは事実的理由なのですが、ログインを要するサービスである以上、基本的には他人がアクセスできないはずなので、ログインした人物は投稿した人物（発信者）である蓋然性が高い。そのため、ログインの際に用いられたIPアドレスやタイムスタンプにより特定される情報は、侵害情報の発信者の特定に資する情報であるから、「当該権利の侵害にかかる発信者情報」にあたると結論づけています。

次の東京地判平成27年8月20日です。④プロ責法4条1項の趣旨に照らすと、開示請求の対象が当該権利の侵害情報の発信そのものの発信者情報に限定されているということまでいうことはできない。ここは同じです。⑤このことは、プロ責法は、「当該権利の侵害にかかる発信者情報」の内容を総務省令に委任しており、省令では「発信者」そのものと「その他侵害情報の送信にかかる者」とを区別していることからもうかがえます。この辺からちょっと、最初の論理とは違う話です。発信者と「その他侵害情報の送信にかかる者」とを分けて考えています。

そのうえで、⑥ログインを要するサービスである以上、ログインした人物は投稿した人物（発信者）である蓋然性が高い。ここまでは同じなのですが、ただ、アカウントを複数人で使用する場合も否定できないし、そのことを考えると、ログインにかかる情報は発信者の情報とはいえません。発信者というのは、まさにその情報、書き込みをした人という意味なので、それかどうか確実でない以上、発信者とはいえません。しかし、⑦アカウント使用を許諾し、あるいはパスワードを共有できる一定の関係がある者であるから、発信者を特定するに足りる「その他侵害情報の送信にかかる者」といえる、ということで開示を認めています。

最後、⑧このことは、投稿後のログインであっても異なりません。この部分は、先の例で言うと、本来的、概念的には、ISP⑨について開示請求しなくてはならないはずなのですが、プロバイダが複数いる場合、そのプロバイダのどれを選んでも基

本的に自由でいいのではということにつながる判断です。これは、ログインできる以上、「その他侵害情報の送信にかかる者」といえるからです。

なお、参考判例として、最判平成22年4月8日<sup>9</sup>があります。これは今、上告している事件で、この判例を引いて説明をしています。この事件はいわゆる経由プロバイダが「開示関係役務提供者」であるかが争われた事案なのですが、判旨で、最終的に不特定の者によって受信されることを目的とする情報の流通過程の一部を構成する電気通信を、電気通信設備を用いて媒介する者は、同条3号にいう「特定電気通信役務提供者」に含まれると解するのが自然であるとしています。この判旨を、ログイン型投稿に敷衍すると、①投稿するためにはログインをすることが必要不可欠の前提になっている、②そうすると、ログインと権利侵害の投稿とは不可分一体の関係にあるといえる、③したがって、ログインは不特定の者によって受信されることを目的とする流通過程の一部を構成するといえる、④そのため、ログイン型投稿の場合にログイン情報を媒介する者も「開示関係役務提供者」にあたり、⑤開示関係役務提供者にあたるのであれば、反射的に「当該権利の侵害にかかる発信者情報」を保有しているということになる、という論理になるのではないかと思います。現在、これはやはり開示すべきではないかという上告をしている状況です。

これで取りあえず、私の報告を終わります。

壇 ありがとうございます。次は中澤さんです。

中澤佑一（弁護士・弁護士法人戸田総合法律事務所） 弁護士の中澤です。私のほうからは、今年、うちの事務所が担当した事件で面白いものがありましたので、その事例の紹介と、それに絡めて、現状の発信者情報開示制度でなかなか手当てがされていない問題点などがご紹介できればと思っています。まず、平成27年7月28日<sup>10</sup>の事案のご紹介です。原告側は株式会社なのですが、それがYahoo!知恵袋に悪口を書かれておりまして、発信者情報開示を進めていこうと、受任をして始めたのです。まず、Yahoo!に仮処分をして、IPアドレスを出していただいて、アクセスプロバイダとして出てきたところが、Y!mobile だったのです。

Y!mobile に今度は開示の請求を出して、正確に言うと、発信者情報消去禁止の仮処分を申し立てたのですが、Y!mobile は発信者の顧客情報を持っておらず、MVNO が間に入っていて、そちらが顧客情報を持っていますということで、その MVNO の社名が答弁書で出てきました。ですので、Y!mobile に対する請求を取り下げて、今度はそちらの MVNO 先に請求をしました。そちらの仮処分が通って、いざ開示となったときに顧客情報を持っていないということが発覚して、再調査を Y!mobile

<sup>9</sup> 最判平成22年4月8日民集64巻3号676頁。

<sup>10</sup> 東京地判平成27年7月28日判例集未登載（平成26年（ワ）第29697号、Westlaw 文献番号 2015WLJPCA07288005）。

とMVNOが行ったところ、実は、発信者はY!mobileの顧客でした。ただ、IPアドレスを発信者情報開示で調査するときに、打ち間違えて調査をかけたようです。それで違うのを探していましたがということで、再調査をかけたものの保存期間を過ぎてしまっていたので、結局ごめんなさいというのが経緯の概要です。

そこで、原告の会社が、不法行為の請求で損害賠償請求をしたところ、原告が勝ちまして、開示ミス不法行為を認めて請求一部認容になりました。書かれた内容がそこまで悪質ではないものだったので、認容された金額としては、無形損害として20万円と、損害賠償の弁護士費用として2万円、合計22万円が認められました。

Y!mobileの通信方式で特殊だったところが一つあり、一般的にはIPアドレスとタイムスタンプで、2点で特定して発信者情報開示をしていくのが一般的なのですが、その2点だけだと、ちょっと契約者がわからないという事案でした。IPアドレスとタイムスタンプに、あとは接続先のIPアドレスも加えて、3点で特定をしなければならぬ会社です。加えて、さらに特殊だったのは、Yahoo!知恵袋の接続先IPアドレスが七つありまして、投稿ごとにどこに行くかというのはYahoo!でもわからないという状況で、通信ログが7個のうちのどれか、7通りの組み合わせが考えられるという事案でした。この訴訟に限らずの論点なのですが、接続先のIPアドレスというものは、総務省令には列挙されていない情報になりますので、そういう省令に書いていない情報を用いて通信特定を行っていくというのが、そもそも義務があるのかというところが一つ目です。

あと二つ目のところが、今回、IP接続先が7個ありましたので、7個列挙して、このうちどれかという開示請求にしかならないのですが、これか、これか、これかというかたちで、開示請求を出していかれたときに、プロバイダ側はここまで調査をしなければいけないのかという問題。あとは、この訴訟で全然論点にならなかったのですが、4条4項の免責の関係も問題になるのかなとは思っていますが、4条4項は、あくまで要件判断が正しくできるかどうかというところなので、その前提の調査義務の懈怠のときは適用がないのではないかと、個人的には思っています。

判旨です。こちらは裁判を受ける権利とかいろいろ主張したのですが、結局、第一段落のところでは、発信者に対して、損害賠償その他の権利を行使することを合理的に期待する利益、本件利益が侵害されました。その利益の侵害があったというための要件としては、本件発信者情報の開示請求が認容されることと、これを通じて特定された発信者に対する損害賠償請求等の権利行使が実現できる蓋然性という二つの要件で不法行為の成立を認めるという書き方になりました。

それで、通信方式のところは、最後の段落なのですが、被告のほうからは、過去に同じ原告で実際に通信の特定ができなかった事例があったのでそのことを挙げながら、今回の接続先も7つもあるし、実際、調べても特定できなかったかわからないとい

う主張が出てきたのです。因果関係がないみたいな主張だったのですが、そこについて裁判所のほうでは、Yahoo!知恵袋の接続先 IP アドレスは7個のみであることが認められ、これらと本件記事にかかる発信元 IP アドレスを組み合わせて発信者を特定することが可能であったといえるとして、被告の主張を排斥したということです。

先ほど挙げた論点なのですが、あまり明示的に判決がいつているわけではなくて、これは私の個人的な理解なのですが、これを前提としていくと、発信者情報開示請求権の前提として、発信者情報の調査義務がプロバイダ側に認められると理解しているのではないかと考えています。二つ目のところでは、省令に規定されていない情報、今回であれば、発信接続先 IP アドレスです。あとは接続先の URL ということもあるのですが、これを用いた調査についても一応、応じる義務を認めたと理解しているのではないかと考えています。

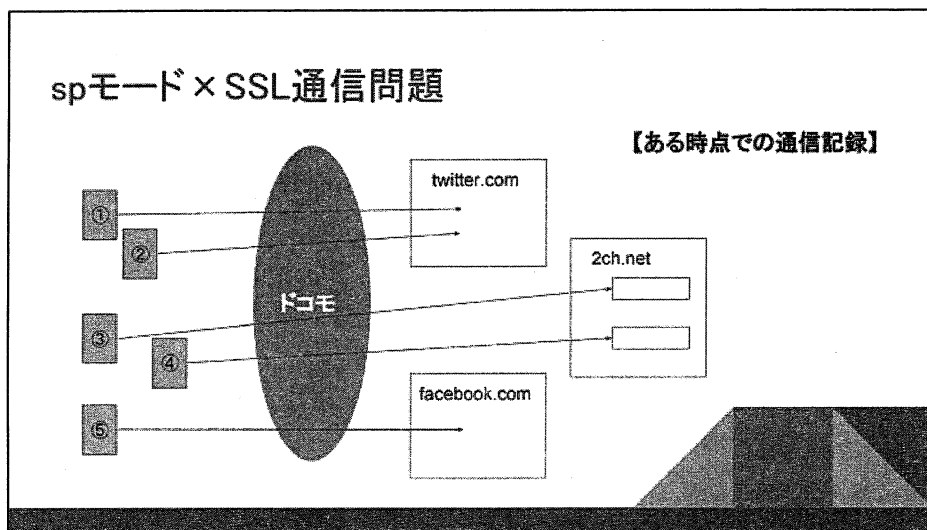
ただ、どこまでの調査義務があるのかというのは、今後の論点なのかなというところで、例えば、携帯電話の機種情報から特定するのは、新しい論点として今、神田先生がやられているそうです。あと最後は、七つでしたが、必ずしも一つに特定する必要までは認めていなくて、これか、これか、これといったかたちでの開示請求についても一応、応じる義務があるという前提なのかなと思います。この判決を前提として考えていくと、調査義務があるということの裏返しとして、何かしらの方法で発信者の特定が可能な程度には通信記録を整理して、検索可能な状態にしておく義務というものも認められるのではなかろうかと、私としては思っています。

話は変わって、調査体制の構築義務の関係で、sp モード、docomo の通信方式なのですが、これが IP アドレスを各端末に割り当てて通信をさせてはいるのですが、割り当てにかかる記録が一切、保存も記録もされていません。docomo のスマートフォンで、sp モードの通信から投稿されたものは、発信者情報開示で IP アドレスを出してもらって、Whois して docomo のほうに開示請求を出しても、IP アドレスの保存、割り当ての記録はしていませんのでわかりませんという回答になるのです。

どうやってその開示請求をしているかということ、sp モードに関しては、通信がなされた時間のタイムスタンプと接続先の URL の2点で特定をしてくださいというのが docomo 側の主張で、現にそれでやっています。docomo の場合、1秒間にいろいろタイムスライスを細かくして割り当てているようなので、けっこう通信が重複してしまうのです。一番の問題が、SSL 通信の影響というよりも、sp モード単独の影響のほうが強いのですが、docomo の sp モードで投稿したときに、例えば Twitter で説明すると、これはある時点で通信記録がどうなっているかというのを概念的に表した図です。IP アドレスで本来、識別できるのですが、IP アドレスはわかりませんので、①番と②番の通信が、接続先が同じで時間も同じため、識別がで

きないのです。docomo の側でも、こちら側でもできません。

図版2 spモード×SSL通信問題



2ch とかですと、投稿する掲示板ごとに接続先がいくつかに分かれていますので、この時間にここに投稿した人と、ほかの時間に投稿した人の区別はできるので、①と②が区別できて、通信の位置も特定できて開示請求が通るのですが、Twitter とかは全世界で使っていますので、同じ時間にけっこう同じログインがあるのです。そうすると、もう全然、区別ができなくなってしまいます。

それで SSL の通信の場合、さらに docomo のほうの通信記録の取り方が、接続先の URL に関してトップレベルドメインまでしか記録をしないそうです。2ch の接続先が、トップはこれで同じで、下とか前とか、ちょっとこうなる感じなのですが、docomo でなければ、2点特定でも、これとこれは区別できるのです。ただ、トップレベルまでしか保存しない、SSL 通信で docomo の sp モードを使っていると、これもこれも、まったく同じに見えてしまうのです。そうすると、例えば、③④が SSL 通信だったとすると、③のほうは権利害性のある投稿をしたとしても、③と④で全然区別がつかないので、発信者の特定に至りませんでしたという回答になってしまうのです。そうすると、事実上、開示請求ができなくて、権利救済もできないという問題があります。

結局、本日はこれだけ言いたいのですが、法律が悪いと思うのです。あとは省令も含めてなのですが、実際の通信会社、プロバイダ側がログを管理している状況と、法律の条文が対応していません。ですので、法律だとこれで発信者の特定ができる

でしょうとかたちで書いてあるのですが、実際はいろいろ、先ほどの当該のログインの論点も含めてですが、あまりうまくできていません。せめてどういうログを取るのかということと、ログの保存をどれだけやるのかというのは、何かしら立法なりで解決をしたほうがいいのではないかと思います。

docomoのようにIPアドレスを一切取らないという通信状況は、どうなのでしょう。違法になる場合もあっていいのではないかと思います。あれで書くと、悪口書き法題という状況がありますので、そこは手当てをしてほしいなと思います。私は以上です。

壇 ありがとうございます。spモード、死ねと、反省しろという話ですね。さて、皆さま、お待ちかねの先生の話になってきました。神田先生を前座で使うという、すごいことをしています。皆さん、お楽しみだったと思います。唐澤先生です。本当に面白いので、ぜひ、聞いてください。

唐澤貴洋（弁護士・法律事務所クロス） はじめまして、弁護士の唐澤と申します。壇先生、本日はこういった機会を与えていただきましてありがとうございます。普段は表に出ないようにしています。それは本日、お話をする内容を聞いていただければご理解いただけると思います。では、お話をさせていただきます。

私は現在法律事務所クロスを同期の山岡弁護士と一緒に運営しております。弁護士会の活動としては、業務妨害対策委員会をメインに取り組んでおります。私自身が業務妨害を受けておりますので、自分の身を守るためもあって、同委員会に入会させていただいております。本日は、私が業務妨害を受けているなかで、ネット炎上という現象を自分なりにいろいろ考えた結果について、これからお話をさせていただきます。ネット炎上という現象を私なりに定義させていただくと、不特定または多数の者から、インターネット上で誹謗中傷ないしプライバシー権侵害等の権利侵害を反復継続して繰り返し受ける現象となります。

まず、誹謗中傷やインターネット上の攻撃がどのようになされるかの実例を見ていただきたいと思います。これは私の例なのですが、こういったかたちで、私の名前と、社会的にマイナスのキーワードを並列して書いてあります。次に、これはGoogle等で検索した際のサジェストキーワードです。例えば「無能」とか、「コーラン」といったキーワードがサジェストキーワードとして表示されております。そして、私や私の法律事務所のなりすましを行うサイトも出現してきています。

ネット炎上というのは、なぜ起こるのかというところについて私なりに考えてみると、結局、ネットに書き込むのは人間で、人間というのはどういう生き物かという、ある種の感情、思いに左右される生き物です。人間のある種の感情や思いが発現する場所として、ネット炎上もあると考えております。感情としては、ねたみ、怒りなどがあげられます。例えば、インターネット掲示板の2ch上で、ネットウオ

タッチ板があります。そこでよくある一つのたたき方として、セレブを自称するブロガーのブログを丹念にウオッチして、品がないだの、馬鹿だの言って、誹謗中傷します。

こだわりという思いもあります。例えば、アイドル等、非常にこだわってずっと記事を投稿し続けることです。例として適切かわかりませんが、2getという投稿があります。これは単に掲示板の2番目に記事投稿するだけのことなのですが、このためだけに投稿用記事を用意している人がいます。

あとは悲しみとか、喜びとか、さみしいなどの感情です。さみしいという感情は重要だと考えております。炎上が起こると、普段は拡散しているネットの方々がある一箇所に集中、集合してくるのです。そうすると、そのスレッドなりでコミュニケーションできる場所が形成されます。普段は散漫でありかみ合っていないコミュニケーションも、炎上になると、非常に読むと筋が通るかたちでコミュニケーションが整然としてきます。こういったものが形成されると、そこに集っている人たちは、ある種の遊び場ができたようなものですから、なかなか解散しようとしにくいのです。ある種の時間的な経過がないと、沈静化というのはなかなか困難かなと思います。

炎上状態に陥ると、同じような話題だけでは場所が維持できません。あいつが好きだとか、嫌いだとか、そういうことをずっと言い続けていても、なかなか話題としてはつまらないので、新たなネタを探しにいくという行動が行われます。

ネタを探したり、ニューカマー向け、「今北産業」というネットスラングがあるのですが、今来た人たちに向けて話題をわかりやすくするためにウィキペディアをつくったり、NAVERでまとめをつくったりする営みが行われます。ひどい炎上だと電凸が行われます。電凸というのは関係各所に電話をして情報収集を行うものです。そこでなんらかの情報を仕入れて、ネットに投稿します。あとは外に出て、関連先について徘徊して、そこで徘徊して得た情報を投稿するということが行われています。

続いて、炎上するとどうなるかということで、ここから私が実際に受けた業務妨害について、お話をしたいと思います。平成24年3月ころから誹謗中傷されるようになったのですが、そこから現在までインターネット上で誹謗中傷され続けます。やり方としては、普通にSNSとか2chに記事投稿される以外にも、専門掲示板です。あとは専門ウィキというのをつくる人がいます。平成24年8月以降は、殺害予告や爆破予告といったものがなされるようになりました。

ここで実際に投稿として挙げさせていただいているのは、一番初めの殺害予告です。これについては、その当時、私は五反田で事務所をやっていたので、管轄の大崎警察署にご相談しました。

平成26年3月には、のちに逮捕される男でFさんという人がいるのですが、この人が殺害予告をしまして5月に逮捕されました。Fさんというのは、1994年生まれの子会社社員で、まったく当然、面識がない人なのでした。

6月にいたっては、某テレビ局のホームページがクラッキングされて、私に関連した情報が勝手に書き換えられました。あとは不審者が、ツイキャスをしてながら事務所に突撃をしてきました。このツイキャスをしてながらの突撃はこのときが初めてでした。警察の方に来ていただいたのですが、それも全部放送されました。ここからツイキャスをして何かしようという連中が、それなりに事務所に訪問してくるようになりました。Ochiakiと名乗る者が、カランサムウェアというランサムウェアをつくってばらまきました。ランサムウェアというのは、身代金を要求するマルウェアです。勝手にパソコンにポップアップが上がって、お金を払わないとこのポップアップは閉じませんといったものをOchiakiがつくってばらまきました。今年に入ってからのお話ですと、多数のTwitterアカウントを、Ochiakiが連携したアプリのほうを乗っ取って、そこで私に対して殺害予告をされました。

4月20日に入っては、Googleマップで施設名が改ざんされる事件において、私の旧事務所ですが、恒心綜合法律事務所という事務所の恒心というので、恒心教というのを勝手につくって、それをネット上に書きまくるということをやられました。この件については警察に対して被害届を提出しています<sup>11</sup>。

カッターナイフ入りの封筒が事務所の入っている建物の玄関に置かれるということがありました。

5月に入っては、盗撮されるようになりました。事務所の周辺をよくわからない人たちが徘徊して、物陰に隠れて写真を撮るのです。姿だけではだんだんわからなくなってきました、なかにはスーツを着ている人間もいました。

あとは朝霞市役所に対して爆破予告をした人間が、私の名前を使いました<sup>12</sup>。これは非常に怖かったです。3人の朝霞警察署の警察官の方がアポなしで事務所に来て、話しぶりだと、私が犯人であると思っている節があるのです。私が犯人であるわけがないですよというのを散々説明して言ったのですが、先生である可能性はほとんどないと思うのですと言われて、ほとんどというのが非常に気になりました。あとは、練馬区役所爆破予告事件というのがありました。これはひどかったのが、練馬区役所が爆破されるとともに、私の事務所も爆破予告を受けていたので

<sup>11</sup> その後、軽犯罪法違反として事件化され、書類送検に至っている。「グーグルマップ改ざん、3人書類送検 業務妨害容疑」朝日新聞デジタル平成27年12月1日、<http://www.asahi.com/articles/ASHD1346ZHD1UTIL00L.html> (平成28年3月6日閲覧)。

<sup>12</sup> その後逮捕に至っている。「爆破予告で出頭した男、窃盗容疑で逮捕」毎日新聞平成28年2月24日、<http://mainichi.jp/articles/20160224/k00/00m/040/122000c> (平成28年3月6日閲覧)。

す。私の事務所の前に古いアパートがあるのですが、そこにテレビカメラが来まして、確実に爆破されたら爆風でみんな死んでしまうような場所で、ずっと爆破されないか、映していました。テレビで私の事務所の名前は出ていなかったのですが、爆破されていません、みたいなニュースがあったのは記憶しています。

7月には Ochiaki、先ほど言った男が逮捕されました。

これも新たなかたちだと思うのですが、最近行われたのが、統合失調症なり、精神的にやんでいる人をインターネットでそそのかして、ツイキヤスさせながら事務所に突撃させるのです。あとは、鍵の部分を接着剤で固められるということがありました。また、基準値を超えるセシウムが検出された土が置かれることもありました。

ある加害者にインタビューしたところ、インターネットをやっているときは、嫌なことは一切忘れられると言っておりました。過激なことを言って、ほかのユーザーの注目を集めると楽しかったと。自分は特定されるとは思っていなかったとも言っていました。これ以外にも、いくつも私は、何人かの加害者の人たちと会って持った印象ですが、だいたいこういうことをやっている人たちは、10歳代後半から30歳代の男性で、無職ないし学生です。外見は気が弱そうな人が多かったのです。やはりインターネットに取り込まれる環境があったり、例えば、友達が少ないとか、なかなか自分の意見を表明できないキャラクターがあるとか、こういった方が多かったように思います。

先ほどお話しした Ochiaki は、逮捕時 17 歳の無職の少年でした。

私に起こった業務妨害について、警察や弁護士会の方々、非常にご尽力をいただいております、現在は 1 名逮捕、複数名書類送検しています。

結局、対処療法的対応しても、こういったものは解決しないのではないかと考えております。私は被害を受けている中で、一時精神的にかなり追い込まれた。かなり仕事にも影響が出ました。こういったことが普通の方にも起こったりすると、大変なことだと思います。まず、被害が深刻だということを社会で認識してほしいと考えております。そして、加害者というのは意外に悪気がないので、人を誹謗中傷することは悪いことなのだとすることを、ちゃんと広く社会に知っていただきたいとは思っています。こういった問題は、まだ社会問題としては認識されていないように思います。

壇 ありがとうございます。まず、今回、唐沢さんに来ていただいたかったのは、笑いを取りたかったというのはもちろんあるのですが、そうではなくて、プロバイダの関係で発信者情報開示とかをやっているのは、法律ができてポンッ！ではなくて、弁護士がこれだけ侵害を受けたり、大変な思いをしてやっているのだということを、ちょっと役所の人にも理解してほしいなということがあってやりました。

皆さん、こうしていると学会にならないので、法律っぽいことも、パネルディスカッションを引き続いてやろうと思います。もうこの場所で4人並ぶという感じでいいですか。では、権利侵害性で一つ、ネットの権利侵害はなかなか把握しにくいというのと、裁判所がなかなか理解できないというのがあるのです。あまり新しいことをやりすぎても議論をしにくいので、今回はリンクによる権利侵害です。午前中も発表がありまして、要件レベルで考えていないということで中澤先生におしかりを受けたわけです。要するに、2chとか有名なところにリンクだけ貼るのです。それで別の画像とかを投稿しているところに飛ばします。これは権利侵害になるのかどうか、ハイパーリンクによるユーザーの誘導行為は違法なのだろうかという論点があります。

これはけっこう、こなれてきている論点なので、今回、取りあげたのですが、無条件侵害説、これは私です。「情報ネットワーク・ローレビュー」に載っています<sup>13</sup>。今のところ、私だけかもしれません。要するに、日本の不法行為というのは、違法性と権利侵害を読み替えてやっているのだから、違法であれば全部いいのではないかという考え方です。事実記載説というのは、最初に神田先生がやったやつです。単にリンクだけではなくて、権利侵害であることを推定させる事実が書いているから侵害になるという裁判例なのですが、あとは非侵害という関係もあります。あまり議論が整理されている感じがしないのです。

もう一つの例です。Google サジェストでございます。壇ですね。最近、壇宿六ですか。出てきているのですが、非常に迷惑なのです。壇で検索すると、壇蜜さんとか出てくるのです。頭にくるのが、壇蜜さんはわかるのです。檀れい、檀ふみとか、あれは木偏なのです。木偏に負けてしまっているわけです。これは私、非常に腹が立っています。これはある意味、一定のキーワードに対して、ネガティブな情報を表示されるのは権利侵害といえるのかという問題と、機械的にマッチングする場合に違法性があるのかという、この二つの論点があるのではないかと思います。

Google サジェストに関しては、裁判例、東京高裁のレベルでは、いずれも否定されているという現状があります。あとは、ステルスマーケティングの話があります。アメリカの場合は有名人の話が多いのですが、日本は第三者のふりをして書くとか、よくあります。食べログやらせ事件とか、やらせだったというやつです。これは某イタリア店になるのですが、すごく褒めちぎられているのですが、実はつぶれているのです。なぜ知っているかという、これはうちの隣なのです。これは明らかにステマだよなど思いながら見ていました。

これでなぜか楽天が訴えていたりするのです。利用者が訴えるべき話ではないの

<sup>13</sup> 壇俊光・板倉陽一郎「民事・刑事上のWebサイトリンク行為の違法性に関する比較についての試論」情報ネットワーク・ローレビュー13巻1号66頁。

かと思うのですが、理由がよくわかりません。逆に京都地裁のは、ランキングサイトに対して情報開示請求をしたやつですが、これは多いのです。明らかに客観的であるふりをしてランキングをつくって、自社製品を1番にしているやつがあるので。このようにいろいろネットでは従前とは違う問題があるという感じなのです。

皆さん、リンクの話でもいいですし、別の話でもいいのですが、最近、実体法的にこれは難しいなというのはありませんか。むちゃぶりです。じゃあ、中澤さん、午前中に言いたかったことがきつとあるに違いないので、リンクの件でちょっと、大阪の若手弁護士を削っていただけたらと思います。

中澤 午前中の検索エンジンに対する削除請求の発表<sup>14</sup>で、大阪高裁が、タイトルの部分は違法性を認めずに、スニペットだけの削除になるときもあるとの基準を立てているとのことで、削除対象をどうするのかという話がありました。リンク先と合わせてタイトルを読んで、リンクによる権利侵害を認めていくとすると、検索結果のなかにリンク先の内容も取り込まれて、検索結果自体が違法になるのではないかと私は思っています。それであれば、タイトル、スニペットあたりに違法なものなくても、検索エンジンに対する削除請求というのを認められる例もそろそろ出てきてもいいのかなと思っています。

壇 そもそも1個だったら認められないとか、大量だったら認められるべきだとか、そういう基準をどう思いますか。真っ向から削ってくださいと言っているのですが。

中澤 午前中の発表では、タイトル部分に違法性がないときには削除命令は出ないのだけれども、實際上、記事が大量にあつて、個別に削除依頼をしていくのでは対処しきれないときには、検索エンジンに対する削除請求が補充的に認められるべきだという意見があつたのですが、私は完全に反対説です。なぜ検索エンジンに対する削除が認められるか、削除請求が通るかという、その検索結果自体が違法だからという一点に尽きると思うのです。それであれば、記事が多いとか少ないとかではなくて、また補充性とかもなくて、まさに検索結果自体が違法だから削除を認めるというので、記事の件数は関係ないと考えています。

壇 ありがとうございます。ちなみに、東京高裁を取つた神田さん、事実記載説は、どう思いましたか。

神田 私は事実記載説とは認識しておらず、リンクが違法だと書いてもらったのだと思っているのです。これは確かにリンクの上に坊さんのセクハラみたいなことが書いてありました。リンクが張られていて、リンク先にもセクハラのことがいろいろ書いてあつたので、リンク自体が違法だとしてくれてはいるのですが、坊さんの

<sup>14</sup> 田保雄三・岡本仁志・木下英・金啓彦「近時の裁判例を踏まえた検索エンジン運営者に対する削除請求に関する考察」情報ネットワーク法学会第15回研究大会個別報告（平成27年11月29日）。

セクハラと、リンクの上に書いていなければ違法ではないのかということ、そうではないだろうと思っています。最近、京都の島崎先生が、北海道大学の町村先生に意見書を書いてもらったというのを島崎先生の著作で読んでみたところ、直接はがきで悪口が書いてあったら名誉毀損で、封筒のなかに名誉毀損の内容が書いてあったら違法ではない、という結論ではおかしいだろうと書かれていて、なるほどと思ったことがあります。

壇 最近の裁判例で、けっこう事実を書いていないからとか言っているやつがありますよね。

神田 発信者情報開示請求の場合、流通している情報で権利が侵害されていなければいけないところ、リンクの場合には、リンク文字列では権利は侵害されていないだろうということを東京地裁民事9部の裁判官が言いまして、いくつも却下決定が出た時期があります。

中澤 あれが出たあとに一時期、東京地裁の保全部で考え方が変わった時期があつて、リンクによる権利侵害を認めないという裁判官のお話がけっこう出ていたのですが、また今年になって揺り戻しがあつたのか、うちが申し立てた事件では2～3件ですか、普通に今までどおり、この時代と同じに削除決定を出すようになっていきます。

壇 発信者情報開示は出ていますか。

中澤 開示も同じです。

壇 次に、けっこうネットの問題は難しいことがいっぱいあるにもかかわらず、プロ責のできが悪いという問題にいきたいと思います。発信者情報開示です。ちなみに日弁連は、ことごとくプロ責に対してけなしておりまして、法律を変えろと、そもそも出来が悪いのだという話をしているのです。しかも、責任制限法ワーキンググループ<sup>15</sup>というのを10年たつて見直すというとき、弁護士4人にヒアリングをしたのですが、4人とも、法律自体の出来が悪いと明言しているにもかかわらず、改正の必要なしというワーキンググループをまとめました。われわれはなんのためにしゃべつたのかわからないという状況でした。4人の弁護士が、法律自体の問題点を指摘と書いていますね。かなり私もぼろくそに言いまして、そうすると、第7回で誰が書いたのかよくわからないのですが、説明資料<sup>16</sup>というのが出てきて、壇説批判を繰り広げていただきまして、すごかったです。

<sup>15</sup> 総務省利用者視点で踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会プロバイダ責任制限法検証WG。

<sup>16</sup> 総務省利用者視点で踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会プロバイダ責任制限法検証WG(第7回会合)配布資料は、[http://www.soumu.go.jp/menu\\_sosiki/singi/02kiban08\\_03000062.html](http://www.soumu.go.jp/menu_sosiki/singi/02kiban08_03000062.html)において閲覧できる(平成28年3月6日閲覧)。

発信者情報開示で、権利侵害の明白性というのはどうなのだろうとか、立証責任の転換というのも一生懸命言っているのですが、実際のところ、名誉毀損の真实性の抗弁の一部しか使っていないのです。結局、そんなものために権利侵害の明白性みたいな要件をつくって何が楽しいのか、僕はよくわかりません。立証の程度というの、裁判例があるのですが、もともとは普通の立証責任みたいな話、通常の証拠の優越だと言っていたのですが、最近、疎明をすればいいのだと、窺わせる事由の存在を疎明しろ、みたいな感じになってきていてよくわかりません。要件事実に取り組みるまできていないのではないかと思います。

あとは本当に開示をする情報ですが、ログの内容です。けっこういろんな情報があったり、機種情報とか、SIMIDとかあるのですが、SIMIDと固定識別番号は、ようやく総務省令に載ったのです<sup>17</sup>。でも、総務省令に載ったときは、実はスマホ中心になってきていて役に立たなくなっていました。周回遅れのバカと言っているのですが、こういう状況になっております。この法律の出来の悪さを語りたいと思うのですが、まず、総務省令であれだけ限定している必要はあると思いますか。これを足したほうがいいのかありますか。

清水 さっきの当該の論点で、私が話したとおりで、全然足りていないですよ。そもそも限定列举とされているのですが、限定列举にする必要も本当にあるのでしょうか。特定に資するような情報であれば、開示していいのではないかと思います。プロバイダからはプライバシーの問題だとか、通信の秘密がという話が出てくるのですが、プライバシーといっても、最終的に開示される情報は、氏名、住所ぐらいなので、そこまでプライバシー性の高い情報ではないだろうと思っています。

壇 包括規定が不必要と思っている人はいますか。たぶん4人のなかで誰一人いないと思うのですが。

清水 包括規定はあるべきだろうと思っています。

壇 プロ責って、あれはすべての規定に問題あるというある意味素晴らしい法律なのですが、特定電気通信という規定すら、普通だと思いますか。あれが問題になって困ったとかありませんか。

清水 メールでよく誹謗中傷を受けているのですが、それを特定したいという依頼がけっこうあるのです。ただ、特定電気通信ではないので、それはできません。方法としては、一応、裁判を起こして、調査嘱託をするという方法があり得るらしいのですが、それを開示してくれるとは到底思えません。Yahoo!とかGoogleのGmailみたいなものを使っていることが多いので、最終的に開示してもらっても、そこからさらに特定できるのかという問題が残っています。

<sup>17</sup> 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条第1項の発信者情報を定める省令（平成14年総務省令第57号）5号及び6号。

神田 あとイントラ<sup>18</sup>にメールが流れたやつについては、不特定といえないのではないかと裁判官に言われて、不特定なのか特定なのかというところを、もっと証拠を出せと言われました。そこで、イントラのメールは200人くらいの従業員が読めて、退職した人も読めるみたいですと主張しました。それだったら不特定かもしれないという流れになったのですが、任意開示されたため、それは裁判例にはなりませんでした。

壇 ほかにはないですか。大丈夫ですか。僕はそもそも、特定電気通信という要件は、まったくいらなく思っている派なので、あえてこれを設ける理由は通信の秘密と救済との調和の観点から言っているのですよね。通信の秘密って、そんなにありがたいものですかね。僕はこれ、宗教にしか見えなくて、通信の秘密教団と名付けています。この問題は、根本的には立法で解決するべきだと思っております。では、時間がなくなってきたので、会場の人から聞きますが、空気を読んでください。

質問者A 大きく二つくらい、お伺いしたいことがあります。TwitterとかFacebookの場合、IPアドレスが残らないという話があったところですが、アメリカでどういう運用をされているのでしょうか。技術的には、アメリカで召喚状<sup>19</sup>をやって、うんぬんかんぬんでも同じ話になるのかなという感じがしています。当然、アメリカだってTwitterやFacebookで誹謗中傷をしている連中はたくさんいると思うので、実務としてそれもだいたい蓄積されているのかなと思っています。それをどのように処理しているのかなというのが一つ、お伺いしたいところです。

もう一つ、私がやっているところでは、パソコンを使って誹謗中傷をしている連中の発信者情報を開示すると、プロバイダとの契約者の名前が開示されるのだけでも、実際に俺は使っていない、息子が使っているのではないかと、奥さんが使っているのではないかとというものが、名義人が書いてあるのですが、こういう場合にどう処理をしたらいいものなのでしょうか。奥さんがやっていると言われても、奥さんは専業主婦で金がないよということを、最近では、まず言っているのです。奥さんに自由にそういうのを使わせて、誹謗中傷等に使うことを公認しているサラリーマンたる夫に対して、金を払わせる方法はないものなのでしょうか。プロ責の弁護士さんは、どうやっているのかなというのを聞いてみたいと思います。

壇 まず、海外の問題は清水さんですかね。

清水 正直、海外の問題はよくわかりません。Twitterは、小倉先生もよくやっていらっしゃると思うのでわかると思うのですが、海外ではディスカバリなどを使って証拠収集するということが難しいです。Twitter、Facebookがどのようにログを取得・記録しているかについては、先ほど報告したとおりに思います。どういう立

<sup>18</sup> イントラネットの略。この事例では、企業内ネットワーク。

<sup>19</sup> Subpoena。

て付けで損害賠償とかを請求しているのか、ちょっと私もわからないところです。

壇 次、管理責任が問えるかです。

神田 今の追加で、同じなのですが、Twitter から英語でメールが来ますよね。Twitter の本社から英語でメールが来るので、あれが日本に送られてくるものと、他の国から請求した場合に送られてくるものが違うとは思えないので、管理方法は同じなのではないかという感想を持っています。

壇 そのまま管理責任のところまでしゃべっていただけるとありがたいのですが。

中澤 私は3～4件、契約名義人と家族が書いていたケースで訴えたのがあるのですが、共同不法行為か幫助で、あとは意見照会に同意してくれれば、もっと早くわかったのという法的構成でやっているのですが、今まで全部負けています。今やっているのが、会社名義で契約して、ショッピングローンか何かで、自由に客も使えるパソコンにされていて、誰がやったのかわかりませんと回答しているので、そもそもそんな権利侵害が容易な状況をつくりだしたことの責任を追及している訴訟がかかっていますが、判決でどうなるか興味深いです。

神田 似たような意見として、会社のパソコンで書いたのはわかったけれども、誰が書いたか全然わからないという回答が返ってきたのです。誰が書いたのかわからないということで、社長にパソコンの管理責任ということで、不法行為訴訟を大阪でやっているのですが、まだ結論は出ていないのです。大阪の裁判官によると、社長に監督過失があるといえる状況にあったのかどうなのかというのをちゃんと証明してください。もし、悪口を書かれるような状況だと社長が認識していたのだったら、これは認容のほうに傾きますみたいなことを、今、言われています。

壇 ありがとうございます。なかなか楽しい話なのですが、時間がもうありません。本日のセッションはこれで終わりにさせていただきたいと思います。最後にパネラーの皆さんに拍手をお願いいたします。(拍手)

(だん・としみつ、しみず・ようへい、かんだ・ともひろ、なかざわ・ゆういち、からさわ・たかひろ)

(余白)